

令和2年度
農業振興のための施策一覧
(未定稿)

令和2年3月
岩手県農林水産部農業振興課

目 次

1 新規就農	
(1) 農業を始めたい	1
(いわてニューファーマー支援事業、青年等就農資金)	
(2) 人材を確保したい	1
(農の雇用事業)	
2 担い手育成	
(1) 獣医師を育成	2
(獣医師確保対策事業)	
(2) 集落営農の経営発展	2
(農業経営基盤強化促進対策事業)	
(3) 女性の活躍する農山漁村の形成	3
(幸せ創る女性農林漁業者育成事業)	
3 農地集積	4
(農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進対策事業(機構集積協力金、 税軽減措置、岩手県人・農地問題解決加速化支援事業))	
4 荒廃農地活用	5
(農地耕作条件改善事業、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払 交付金、いきいき農村基盤整備事業)	
5 生産支援	
(1) 生産工程管理	6
(持続的生産強化対策事業(畜産GAP拡大推進加速化交付金))	
(2) 耕種作物	6
(強い農業づくり交付金・産地パワーアップ事業)	
(3) 米、麦、大豆など	7
(畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金、米・畑作物の 収入減少影響緩和交付金)	
(4) 園芸作物	8
(いわて型野菜トップモデル産地創造事業、マーケットインによる いわての花強化育成事業、青果物等価格安定事業)	
(5) 畜産	10
(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわてスマート共同放牧場 実践支援事業)	

(6) 酪農	10
(加工原料乳生産者補給金、加工原料乳等生産者経営安定対策事業、環境負荷軽減型酪農経営支援事業、酪農経営支援総合対策事業(乳用牛能力向上事業、乳用後継牛緊急確保事業))	
(7) 肉用牛	11
(肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営安定交付金、肉用牛経営安定対策補完事業、家畜畜産物価格安定対策事業(和牛肥育経営安定特別対策事業))	
(8) 養豚	12
(家畜畜産物価格安定対策(養豚経営安定対策交付金))	
(9) 養鶏	12
(家畜畜産物価格安定対策事業(ブロイラー価格安定対策事業))	
(10) 国産飼料の生産、利用	13
(畜産生産力・生産体制強化対策事業(草地生産性向上対策、飼料生産利用体系高効率化対策、国産飼料資源生産利用拡大対策)、公共牧場活用和子牛等増産対策事業(公共牧場機能強化等体制整備事業、草地難防除雑草駆除技術実証事業、高品質TMR供給支援対策事業))	
(11) 野生鳥獣被害防止	16
(鳥獣被害防止総合支援事業)	

6 生産基盤強化

(1) 農地、水利施設等の基盤整備	16
(小水力等再生可能エネルギー導入推進事業、農地耕作条件改善事業、基幹水利施設更新支援対策事業、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、農村地域防災減災事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、いきいき農村基盤整備事業)	
(2) 果樹の改植、園地整備	19
(果樹農業生産力増強総合対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業)	
(3) 畜産の生産基盤整備	21
(農山漁村地域整備交付金(草地畜産基盤整備事業、畜産環境総合整備事業)、農業競争力強化農地整備事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)	
(4) 肉用牛・乳用牛の増頭	21
(家畜導入事業資金供給事業、生産基盤拡大加速化事業)	
(5) 農業機械等の導入	22
(経営体育成支援事業、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業)	
(6) 共同利用施設の整備	23
(強い農業づくり交付金)	

7 農畜産物の高付加価値化と販路の拡大	
(1) 6次産業化	24
(いわて6次産業化ネットワーク活動交付金事業)	
(2) 農商工連携	24
(いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業)	
(3) 輸出の促進	25
(GFP グローバル産地づくり推進事業、食品産業の輸出向け HACCP 等対応 施設整備緊急対策事業、戦略的輸出拡大サポート事業)	
8 多面的機能の維持と農村の活性化	
(1) 農業用水路等の保全管理	26
(多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金))	
(2) 環境にやさしい農業	26
(環境と共生する産地づくり確立事業)	
(3) 中山間地域の農業生産・活性化支援	27
(中山間地域等直接支払事業、いわて中山間地域いきいき暮らし活動支援 事業、農山漁村振興交付金(地域活性化対策・農泊推進対策、山村活性化 対策))	
9 資金の確保	
(1) 機械、施設整備に必要な資金	29
(スーパーL資金、スーパーW資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、 農業近代化資金)	
(2) 短期運転資金	31
(農業経営改善促進資金)	
(3) 長期運転資金	31
(農林漁業セーフティネット資金)	
(4) 自己資金の確保	32
(農業経営基盤強化準備金制度)	
10 その他	
(1) 老後資金、共済制度、税制措置	33

(参考) 農林水産省の補助金は、次のホームページで検索できます。

農林水産省「補助金等の逆引き事典」

<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input>

1 新規就農

(1) 農業を始めたい

No.	事業名	概要	問合せ先
1	いわてニューファーマー支援事業	<p>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（原則2年以内）及び就農直後（5年以内）の経営確立を支援する資金を交付</p> <p>(1) 準備型 都道府県が認める道府県農業大学校等で研修を受ける就農志向者に、最長原則2年間、年間150万円を交付 ◇ 【交付主体】 県</p> <p>(2) 経営開始型 次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、経営確立を支援する資金を最長5年間、年間最大150万円を交付 ◇ 【交付主体】 市町村</p>	<p>農業普及技術課 (普及担当) (内) 5656</p>
2	青年等就農資金	<p>新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で融資</p> <p>◇ 貸付対象者 認定新規就農者</p> <p>◇ 貸付金利 無利子資金</p> <p>◇ 償還期限 17年以内（うち据置期間5年以内）</p> <p>◇ 貸付限度額 3,700万円（特認1億円）</p> <p>◇ ホームページ http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html</p>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-5121)</p> <p>〔農業普及技術課 (普及担当) (内) 5656〕</p>

(2) 人材を確保したい

No.	事業名	概要	問合せ先
3	農の雇用事業	<p>農業法人等が新規就農者を雇用し、新規就農者に対して実施する実践研修を支援するとともに、新規就農者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援</p> <p>また、農業法人等による従業員等の派遣研修を支援</p> <p>◇ 交付単価等 年間最大120万円、最長2年間（新法人設立に向けた研修は年間最大120万円、最長4年間（3年目以降年間最大60万円）） 派遣研修は月最大10万円、最短3か月～最長2年間</p>	<p>岩手県農業会議 (019-626-8545)</p> <p>〔農業普及技術課 (普及担当) (内) 5656〕</p>

2 担い手育成

(1) 獣医師の育成を支援

No.	事業名	概要	問合せ先
4	獣医師確保 対策事業	<p>産業動物に携わる獣医師の確保に向け、獣医学生等への修学資金の貸付や県内への就業対策を強化</p> <p>◇ 実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県、岩手県農業共済組合（大学生への貸付） ・家畜衛生対策協議会（事務局：(公社)中央畜産会）（高校生への貸付） <p>◇ 貸付額</p> <p>月 額：国公立大学 10万円以内（大学生） 私立大学 18万円以内（大学生） 入学料：175万円以内（高校生）</p>	<p>畜産課(振興・衛生担当)</p> <p>(内)5729</p>

(2) 集落営農の経営発展

No.	事業名	概要	問合せ先
5	農業経営基盤強化促進 対策事業（農業経営法人化支援総合事業）	<p>地域の中心となる経営体の育成・確保のため、集落営農組織等が法人化した場合に、必要な経費を助成</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>民間団体</p> <p>◇ 助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化：1法人当たり25万円（定額） 	<p>農業振興課(担い手対策担当)</p> <p>(内)5642</p>

(3) 女性の活躍する農山漁村の形成

No.	事業名	概要	問合せ先
6	幸せ創る女性農林漁業者育成事業	<p>本県農林水産業をけん引する若手女性農林漁業者を育成するため、女性の視点で取り組む新たなビジネスの展開や、収益アップ・経営参画に向けた女性グループの活動、生産品目や業種ごとの女性農林漁業者のグループ結成を支援</p> <p>(1) 新たなビジネス展開の支援 女性の視点で取り組む、新たなビジネスの展開に向けて必要な経費を支援</p> <p>◇ 補助率：定額 ◇ 補助上限：300千円 ◇ 補助対象者：女性農林漁業者で組織する団体、農業法人等</p> <p>(2) 女性グループの活動支援 経営管理や生産技術の向上に係る研修等の収益アップ・経営参画に向けた女性グループの活動を支援</p> <p>◇ 補助率：1/2 ◇ 補助上限：150千円 ◇ 補助対象者：女性農林漁業者で組織する団体等</p> <p>(3) 新たな女性グループの結成支援 生産品目や業種ごとの若手女性農林漁業者のグループ結成を支援</p> <p>◇ 補助率：定額 ◇ 補助上限：200千円 ◇ 補助対象者：女性農林漁業者で組織する団体等 (本事業を契機に新たに結成した組織に限る)</p>	<p>農業普及技術課 (普及担当) (内) 5656</p> <p>〔農林水産企画室〕 (企画担当) (内) 5623</p>

3 農地集積

No.	事業名	概要	問合せ先
7	農地中間管理事業	<p>リタイアや経営転換等を行おうとする農業者から農地中間管理機構が農地を借り入れ（一部買い入れ）、必要に応じて条件整備を実施し、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けることにより、農地の有効利用や農業経営の効率化を支援</p> <p>◇ 実施主体 岩手県農業公社（農地中間管理機構）</p>	農業振興課(担い手対策担当) (内) 5643
8	農業経営基盤強化促進対策事業（機構集積協力金）	<p>人・農地プラン作成エリアにある農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸付けた地域のほか、リタイアや経営転換等を行う農業者が、農地中間管理機構へ農地を貸付けた場合に、予算の範囲内で、市町村から機構集積協力金（地域集積協力金、経営転換協力金）を交付</p> <p>◇ 交付先 市町村（市町村から地域と農業者に交付）</p> <p>◇ 交付金メニュー 1 地域集積協力金 2 経営転換協力金</p>	農業振興課(担い手対策担当) (内) 5643
9	農業経営基盤強化促進対策事業（税軽減措置）	<p>農地を売る農業者等に対して譲渡所得税の特別控除の特例や、農地を買う農業者等に対して登録免許税・不動産税の軽減措置</p> <p>◇ 譲与所得の特別控除 控除額800万円</p> <p>◇ 登録免許税の軽減 税率 2.0%→1.0%</p> <p>◇ 不動産取得税の軽減 税額 2/3</p>	農業振興課(担い手対策担当) (内) 5643
10	農業経営基盤強化促進対策事業（岩手県人・農地問題解決加速化支援事業）	<p>地域農業マスタープランの実質化に向けた取組（アンケートの実施、地図による現状把握、地域の話合いの実施等）に要する経費を補助</p> <p>◇ 実施主体 市町村</p> <p>◇ 補助率 定額</p>	農業振興課(担い手対策担当) (内) 5643

4 荒廃農地活用

No.	事業名	概要	問合せ先
11	(1)農地耕作条件改善事業	<p>荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業等の取組を支援</p> <p>(1) 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るため、区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 県、市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農協、農業法人等</p> <p>◇ 事業要件 事業費200万円以上、農業者2者以上、農地中間管理機構との連携概要の作成</p> <p>◇ 補助率 客土：115,000円/10a 除礫：200,000円/10a、定率 1/2 等</p>	(1)農村建設課 （農地整備担当） (内)5683
	(2)多面的機能支払交付金 (No.62. 63)	<p>(2) 地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援</p> <p>◇ 実施主体 活動組織、広域活動組織</p> <p>◇ 補助率 定額（詳細はNo.62. 63参照）</p>	(2)農村建設課 （水利整備・管理担当） (内)5687
	(3)中山間地域等直接支払交付金 (No.65)	<p>(3) 中山間地域等において農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援</p> <p>◇ 実施主体 集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等</p> <p>◇ 補助率 定額（詳細はNo.65参照）</p>	(3)農業振興課 （地域農業振興担当） (内)5646
	(4)いきいき農村基盤整備事業	<p>(4) 基盤整備を要望しても国庫補助事業で事業採択できない小規模な地区を対象に、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に向けた地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農地所有適格法人、多面的機能支払交付金の活動組織 等</p> <p>◇ 実施要件 事業費200万円未満 農業者2者以上 農地法第32条第1項に規定する遊休農地又は、これに相当する農地 事業完了後5年以上耕作することが確実な農地 等</p> <p>◇ 補助率 （障害物除去・整地）2万円/10a、（土壌改良）2.5万円/10a</p>	(4)農村建設課 （農地整備担当） (内)5682

5 生産支援

(1) 生産工程管理

No.	事業名	概要	問合せ先
12	持続的生産強化対策事業(畜産GAP拡大推進加速化交付金)	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給や輸出の拡大に向けて、畜産業の競争力強化を図るため、JGAPの取得に向けた取組を支援</p> <p>◇ 支援対象者 新規にGAP認証を取得する農業者等で、地域のモデルとなる者</p> <p>◇ 事業実施主体 農業者等</p> <p>◇ 補助の対象 コンサルタント指導の受講 認証取得支援システムの導入 認証審査費用</p> <p>◇ 補助率 定額</p>	畜産課(畜政担当) (内)5727

(2) 耕種作物

No.	事業名	概要	問合せ先
13	強い農業づくり交付金・産地パワーアップ事業	<p>収益力強化に計画的に取り組む産地の計画実現に必要な農業機械のリース導入や、生産資材の導入、集出荷施設の整備等</p> <p>◇ 交付率</p> <p>① 整備事業 ・ 耕種作物共同利用施設整備：事業費の1/2以内</p> <p>② 生産支援事業(産地パワーアップ事業のみ) ・ リース方式等による農業機械等の導入：本体価格の1/2以内 ・ 生産資材の導入：事業費の1/2以内 ・ 果樹の改植(同一品種)：果樹農業好循環形成総合対策事業と同額</p> <p>③ 効果増進事業(産地パワーアップ事業のみ) ・ 事業計画の策定：事業費の1/2以内 ・ 農業機械の導入実証：事業費の1/2以内</p> <p>◇ 対象者</p> <p>① 整備事業 県、市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者</p> <p>② 生産支援事業(産地パワーアップ事業のみ) 整備事業と共通</p> <p>③ 効果増進事業(産地パワーアップ事業のみ) 県農業再生協議会、地域農業再生協議会等</p>	農産園芸課 (園芸特産担当) (内)5707

(3) 米、麦、大豆など

No.	事業名	概要	問合せ先
14	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	<p>麦、大豆、そば等の生産を行う認定農業者等に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付</p> <p>支払いは数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は、数量払の先払いとして交付</p> <p>◇ 交付単価</p> <p>① 数量払 (平均交付単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小麦： 6,710 円/60kg ・ 大豆： 9,930 円/60kg ・ そば： 13,170 円/45kg ほか <p>※ 数量払の交付単価は、品質に応じて設定されている。</p> <p>② 面積払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑作物共通： 20 千円/10a (そばは、13 千円/10a) <p>◇ 対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件なし)</p>	<p>東北農政局 岩手県拠点 (019-624-1125)</p> <p>〔農産園芸課 (水田農業担当) (内) 5708〕</p>
15	水田活用の直接支払交付金	<p>水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する農業者に対して、作付面積に応じて直接交付</p> <p>◇ 交付単価</p> <p>① 戦略作物助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦、大豆、飼料作物： 35 千円/10a ・ W C S用稲： 80 千円/10a、加工用米： 20 千円/10a ・ 飼料用米、米粉用米： 収量に応じ、55~105 千円/10a <p>② 産地交付金</p> <p><国メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料用米、米粉用米の複数年契約： 12 千円/10a ・ そば、なたねの作付： 20 千円/10a ・ 新市場開拓用米： 20 千円/10a ・ 転換作物拡大加算： 15 千円/10a ・ 高収益作物等拡大加算： 30 千円/10a <p><県枠メニュー> 【協議中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用型野菜作付助成： 50 千円/10a (上限 60 千円) ・ 新市場開拓用米作付加算助成： 10 千円/10a (上限 20 千円) ・ 飼料用米の多収品種： 4 千円/10a (上限 6 千円) <p>※ その他の助成内容及び助成単価は、地域農業再生協議会(市町村、J A等)が決定</p>	<p>東北農政局 岩手県拠点 (019-624-1125)</p> <p>市町村又は J A</p> <p>〔農産園芸課 (水田農業担当) (内) 5708〕</p>
16	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	<p>米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が、標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てん</p> <p>※ 対策加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出</p> <p>◇ 対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件なし)</p>	<p>東北農政局 岩手県拠点 (019-624-1125)</p> <p>〔農産園芸課 (水田農業担当) (内) 5708〕</p>

(4) 園芸作物

No.	事業名	概要	問合せ先
17	いわて型野菜トップモデル産地創造事業	<p>機械化体系の確立した土地利用型野菜の作付拡大やパイプハウスの団地的整備、ハウス栽培で植物の成長を最適な状況に保つ環境制御技術の導入などにより、本県のトップモデルとなる新たな野菜産地の創造を支援</p> <p>(1) 「野菜販売額1億円産地」のモデル拠点整備</p> <p>◇ 事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな「野菜販売額1億円産地」の創造に係る計画を策定していること <p>◇ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用型野菜の大規模機械化体系の導入に必要な経費に対する補助 (上限事業費：41,000千円/10ha) ・ 大規模なハウス団地の整備に必要な経費に対する補助 (上限事業費：76,000千円/ha ただし、耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合は200,000千円/ha) ・ パイプハウスの建設に対する補助 (上限事業費：施工者による建設費又は、資材費の30%のいずれかの低い方) <p>◇ 事業実施主体 生産者、実需者等で構成される協議会</p> <p>◇ 補助率 1/8以内(時代を拓く園芸産地づくり支援事業等(国庫補助事業：補助率1/2以内)及び本事業と対象を同一とした市町村補助事業(補助率1/8)の活用が前提) 3/8以内(パイプハウスの建設に対する補助(市町村補助事業(補助率3/8)の活用が前提))</p> <p>(2) 次世代型施設園芸モデル拠点整備</p> <p>◇ 事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単収向上や周辺地域への環境制御技術の普及に係る計画を策定していること <p>◇ 事業内容 環境制御装置等の導入に必要な経費に対する補助 (上限事業費：25,000千円/30a)</p> <p>◇ 事業実施主体 岩手県野菜トップモデル産地創造推進協議会</p> <p>◇ 補助率 1/8以内(スマート農業総合推進対策事業(国庫補助事業：補助率1/2以内、定額)及び本事業と対象を同一とした市町村補助事業(補助率1/8)の活用が前提)</p>	農産園芸課 (園芸特産担当) (内)5707

No.	事業名	概要	問合せ先
18	マーケットインによるいわての花強化育成事業（高単価りんどう品種作付転換支援事業）	<p>市場ニーズが高く高単価で取引される品種を新植する産地を対象に、定植1年目の管理経費の一部を支援</p> <p>◇ 実施主体 農業協同組合の生産部会等</p> <p>◇ 補助率 県：1／3、市町村：1／3（県補助上限額 22,000 円/10a）</p>	農産園芸課 （園芸特産担当） （内）5709

No.	事業名	概要	問合せ先								
19	青果物等価格安定事業 ①指定野菜価格安定対策事業 ②特定野菜等産地育成価格差補給事業 ③県単青果物等価格安定事業	<p>対象品目の価格が著しく低落した場合、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者、県及び国等があらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付</p> <p>◇ 対象 事業①：指定産地の農協を通じて販売する生産者 事業②：特定産地の農協を通じて販売する生産者 事業③：農協を通じて販売する生産者</p> <p>◇ 交付基準 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、最低基準額を限度に、その差額の90%を生産者に補給</p> <table border="1" data-bbox="434 1160 1195 1447"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均販売価額</td> <td>対象生産者が出荷した対象野菜の市場における販売実績の平均</td> </tr> <tr> <td>保証基準額</td> <td>平均価格（過去6カ年間の市場価格の平均）の90%</td> </tr> <tr> <td>最低基準額</td> <td>過去6カ年間の対象期間の平均価格の55%前後</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇ 資金負担割合 国：県：生産者＝3：1：1（事業①の場合）</p>	用語	内容	平均販売価額	対象生産者が出荷した対象野菜の市場における販売実績の平均	保証基準額	平均価格（過去6カ年間の市場価格の平均）の90%	最低基準額	過去6カ年間の対象期間の平均価格の55%前後	<p>公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会 （019-626-8425）</p> <p>（流通課（流通改善担当） （内）5735）</p>
用語	内容										
平均販売価額	対象生産者が出荷した対象野菜の市場における販売実績の平均										
保証基準額	平均価格（過去6カ年間の市場価格の平均）の90%										
最低基準額	過去6カ年間の対象期間の平均価格の55%前後										

(5) 畜産

No.	事業名	概要	問合せ先
20	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）	<p>畜産農家の収益性を向上させるため、地域ぐるみで畜産の収益性を向上させる畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体に対し、生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出及び飼料自給率の向上のために必要な機械のリース導入を支援（※動産総合保険に自ら加入すること、費用対効果分析により投資効率を検討すること等を条件に、購入方式も認める）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実施主体 （公社）中央畜産会（県窓口：（一社）岩手県畜産協会） ◇ 採択要件 畜産クラスター計画を作成し、知事の認定を受けること ◇ 補助率 事業費の1/2以内 	<p>（一社）岩手県畜産協会 （019-694-1300）</p> <p>〔畜産課（畜政担当） （内）5723〕</p>
21	いわてスマート共同放牧場実践支援事業	<p>畜産経営の規模拡大と収益力の向上を図るため、共同放牧場における労力削減等に向けたスマート農業技術のモデル実証を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実施主体 県 ◇ 補助率 事業費の1/2以内（上限50万円／共同放牧場） 	<p>〔畜産課（畜政担当） （内）5723〕</p>

(6) 酪農

No.	事業名	概要	問合せ先
22	加工原料乳生産者補給金	<p>酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給を図るため、飲用向けに比べて価格が安いバター、脱脂粉乳及び生クリームなどの乳製品の原料となる生乳（加工原料乳）を販売した生産者に交付金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 交付主体 指定事業者、乳製品を加工販売する酪農家等 ◇ 交付額 生産者補給金 8.31 円/kg 集送乳調整金 2.49 円/kg 	<p>独立行政法人農畜産業振興機構 （03-3583-8196）</p> <p>〔畜産課（振興・衛生担当） （内）5728〕</p>
23	加工原料乳等生産者経営安定対策事業	<p>酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給を図るため、加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が各々の補てん基準価格（過去3年間の平均取引価格を基本）を下回った場合に、生産者に補てん金（差額の8割）を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 交付主体 指定生乳生産者団体、生産者 ◇ 補填割合 補填基準価格と取引価格（全国平均）の差の8割 	<p>独立行政法人農畜産業振興機構 （03-3583-8196）</p> <p>〔畜産課（振興・衛生担当） （内）5728〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
24	環境負荷軽減型酪農経営支援事業	<p>飼料作付面積を確保し、環境負荷を軽減するため、これらに取組む酪農家に対して、飼料作付面積に応じた交付金を交付 また、有機飼料生産の取組を行った場合には、取組面積に応じて、上記交付金に加えて追加交付金を交付</p> <p>◇ 交付要件 飼料作付面積 10a /頭以上で、環境負荷軽減に取り組んでいること</p> <p>◇ 交付金単価 全飼料作付面積 15 千円/ha 有機飼料作付面積（追加） 30 千円/ha</p>	<p>東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111)</p> <p>〔畜産課(振興・衛生担当) (内)5728〕</p>
25	酪農経営支援総合対策事業（乳用牛能力向上事業）	<p>牛群検定組合等が行う遺伝情報(SNP)データの収集等の取組や牛群検定に加入する酪農家が優良な乳用牛を導入する取組を支援</p> <p>◇ 実施主体 県団体</p> <p>◇ 補助率 定額等</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構 (03-3583-8196)</p> <p>〔畜産課(振興・衛生担当) (内)5728〕</p>
26	酪農経営支援総合対策事業（乳用後継牛緊急確保事業）	<p>酪農生産基盤の維持・回復を図るため、乳牛の維持・継承、増頭のための簡易畜産整備、簡易機械導入、暑熱対策のための技術指導、関連資材購入等を助成</p> <p>◇ 実施主体 生産者集団、公募団体等</p> <p>◇ 補助率等 32 千円/頭、1/2 以内等</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構 (03-3583-8196)</p> <p>〔畜産課(振興・衛生担当) (内)5728〕</p>

(7) 肉用牛

No.	事業名	概要	問合せ先
27	肉用子牛生産者補給金制度	<p>肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が保証基準価格(農林水産大臣が毎年度決定)を下回った場合に交付 具体的には、四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または、自家保留していれば、生産者補給金を交付</p> <p>◇ 実施主体 (公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会</p> <p>◇ 保証基準価格 黒毛和種 541 千円、褐毛和種 498 千円、その他肉専用種 320 千円、交雑種 274 千円、乳用種 164 千円</p>	<p>(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会 (019-626-8425)</p> <p>〔畜産課(振興・衛生担当) (内)5725〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
28	肉用牛肥育 経営安定交 付金(牛マル キン)	肉用牛経営の安定を図るため、肥育牛1頭当たり標準的販売価格が標準的販売価格を下回った場合に、その差額分の9割を、生産者拠出による積立金及び(独)農畜産業振興機構の交付金(生産者積立金:機構=1:3)により補てん。 ◇ 積立金管理者 (一社)岩手県畜産協会 ◇ 交付基準 算定に基づき交付単価を決定	(一社)岩手県 畜産協会 (019-694-1300) 〔畜産課(振興・衛 生担当) (内)5725〕
29	肉用牛経営 安定対策補 完事業	優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営の育成や繁殖雌牛の増頭等のため、簡易牛舎の整備・改造等を支援 また、肉用牛ヘルパーの推進や、地方特定品種の生産等を支援 ◇ 実施主体 (一社)岩手県畜産協会 ◇ 補助率等 定額、1/2以内	(一社)岩手県 畜産協会 (019-694-1300) 〔畜産課(振興・衛 生担当) (内)5725〕
30	家畜畜産物 価格安定対 策事業(和牛 肥育経営安 定特別対策 事業)	国の「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」において、肉専用種(日本短角種を除く。)及び日本短角種は地域算定を実施。その交付金の財源となる生産者負担金について支援 ◇ 実施主体 (一社)岩手県畜産協会 ◇ 積立割合 県1/8以内(定額)	(一社)岩手県 畜産協会 (019-694-1300) 〔畜産課(振興・衛 生担当) (内)5725〕

(8) 養豚

No.	事業名	概要	問合せ先
31	家畜畜産物 価格安定対 策(養豚経営 安定対策交 付金)	四半期毎に標準的販売価格と標準的生産費を計算し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、生産者と機構の積立金(積立割合は、生産者:機構=1:3)から、その差額の9割を補てん なお、生産者の負担金の1/8を県が負担	畜産課(振興・衛 生担当) (内)5725

(9) 養鶏

No.	事業名	概要	問合せ先
32	家畜畜産物 価格安定対 策事業(プロイ ラ一価格安 定対策事業)	指標価格が保証基準価格を下回った場合に、保証下限価格を限度に、差額の9割を補てん なお、生産者負担金の1/8を県が負担	(公社)岩手県農 畜産物価格安定 基金協会 (019-626-8425) 〔畜産課(振興・衛 生担当) (内)5725〕

(10) 国産飼料の生産、利用

No.	事業名	概要	問合せ先
33	畜産生産力・生産体制強化対策事業 1 草地生産性向上対策 (リスク分散型草地改良推進)	不安定な気象に対応したリスク分散等により安定的に高収量を確保するための草地改良の取組を支援 ◇ 実施主体 農業者集団 ◇ 補助率 調査分析、技術普及：1/2 以内 高位生産草地等転換：1/2 以内	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111) 〔畜産課(畜政担当)〕 (内)5727
34	畜産生産力・生産体制強化対策事業 2 飼料生産利用体系高効率化対策 (飼料生産組織高効率化対策)	飼料生産組織が ICT 機器の実装と新たな作業体系等の導入により、モデルとなる高効率な作業体制を構築する取組を支援 ◇ 実施主体 コントラクター等 ◇ 補助率 作業の高効率化に向けた分析・検討等：定額 作業の高効率化に必要な機器・機械の導入：1/2 以内	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111) 〔畜産課(畜政担当)〕 (内)5727

No.	事業名	概要	問合せ先
35	畜産生産力・生産体制強化対策事業 3 国産飼料資源生産利用拡大対策 (1) 未利用資源活用対策(地域の未利用資源活用促進)	地域の協議会が未利用資源を飼料として活用するための取組や活用するために必要な機材の導入を支援 ◇ 実施主体 協議会等 ◇ 補助率 計画策定、未利用資源の調査や活用拡大等：定額 未利用資源活用ための機材導入：リース経費の1/2以内	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111) 〔畜産課(畜政担当)〕 (内)5727
36	畜産生産力・生産体制強化対策事業 3 国産飼料資源生産利用拡大対策 (2) 国産濃厚飼料生産利用推進	子実とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築の取組を支援 ◇ 実施主体 農業者集団 ◇ 補助率 先進地調査、専門家による技術指導等：定額 保管容器等の整備、専用収穫機の整備の導入 等：1/2以内	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111) 〔畜産課(畜政担当)〕 (内)5727
37	畜産生産力・生産体制強化対策事業 3 国産飼料資源生産利用拡大対策 (3) 肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型)	繁殖基盤強化に向け肉用繁殖雌牛等の放牧を通じた地域内一貫生産体制の構築の取組を支援 ◇ 実施主体 農業者集団 ◇ 補助率 地域内一貫生産体制構築の会議開催費用：定額 放牧普及・利用推進のためのマニュアル作成等：定額 放牧牛(繁殖雌牛)の導入：1/2以内 地域放牧条件整備：1/2以内	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111) 〔畜産課(畜政担当)〕 (内)5727

No.	事業名	概要	問合せ先
38	公共牧場活用和子牛等増産対策事業 ①公共牧場機能強化等体制整備事業	<p>地方公共団体の公共牧場・試験場等が有する広大な草地と高い技術力をフル活用することにより、省力的かつ低コストで輸出に適した優良な和牛を増産する取組を支援</p> <p>◇ 実施主体 農協、公社、農業者の組織する団体 等</p> <p>◇ 補助率 強化計画の策定及び現地調査：定額 和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入：1/2 以内 繁殖雌牛等の導入に必要な施設等の改修・整備：1/2 以内</p>	<p>東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111)</p> <p>〔畜産課(畜政担当) (内)5727〕</p>
39	公共牧場活用和子牛等増産対策事業 ②草地難防除雑草駆除技術実証事業	<p>難防除雑草(ギンギシ、ワルナズビ等)の駆除を図るため、難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき高位生産性草地へ転換する取組を支援</p> <p>◇ 実施主体 農協、公社、農業者の組織する団体 等</p> <p>◇ 補助率 難防除雑草駆除計画の策定：定額 調査分析：1/2 以内 草地高位生産性草地への転換：1/2 以内(上限：17 千円/10a)</p>	<p>東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111)</p> <p>〔畜産課(畜政担当) (内)5727〕</p>
40	公共牧場活用和子牛等増産対策事業 ③高品質TMR供給支援対策事業	<p>TMRの品質低下や異物混入を防ぐため、TMR原料品質改善計画を策定し、計画に基づき行うバンカーサイロの補改修等の取組を支援</p> <p>◇ 実施主体 民間団体等</p> <p>◇ 補助率 TMR原料品質改善計画の策定：定額 調査分析：1/2 以内 バンカーサイロの補改修等の対策：1/2 以内</p>	<p>東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111)</p> <p>〔畜産課(畜政担当) (内)5727〕</p>

(11) 野生鳥獣被害防止

No.	事業名	概要	問合せ先
41	鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）	<p>市町村の被害防止計画に基づく、捕獲や追い払いなどの鳥獣被害対策や、被害防止のための施設設置など、地域ぐるみで行う活動や有害捕獲活動経費に対して助成。国の鳥獣被害防止総合対策交付金を利用。</p> <p>◇ 実施主体 市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会と地域協議会の構成員</p> <p>◇ 補助率 定額、1/2 以内 ※ 侵入防止柵の自力施行の場合は資材費相当分を定額補助</p> <p>◇ 鳥獣被害防止総合対策交付金ホームページ（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/</p>	農業振興課（企画調整担当） （内）5641

6 生産基盤強化

(1) 農地、水利施設等の基盤整備

No.	事業名	概要	問合せ先
42	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	<p>農村地域に賦存する再生可能エネルギーの活用により、土地改良施設の維持管理費の軽減等を図るため、県や土地改良区等が所有する農業水利施設にモデル的な小水力発電設備を整備</p> <p>◇ 事業主体 ① 県 ② 市町村、土地改良区等</p> <p>◇ 補助率 ① 事業主体：県 県有施設：国 50%、県 50%（一般） 国 55%、県 45%（中山間） ② 事業主体：市町村、土地改良区等 その他の施設：国 50%、県 25%、その他 25%（一般） 国 55%、県 25%、その他 20%（中山間）</p>	農村建設課（水利整備・管理担当） （内）5688
43	農地耕作条件改善事業	<p>農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るため、区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 県、市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農協、農業法人 等</p> <p>◇ 補助率 定額、定率 1/2 等</p>	農村建設課（農地整備担当） （内）5683

No.	事業名	概要	問合せ先
44	基幹水利施設更新支援対策事業	<p>① 地域用水機能を維持増進する諸活動の支援や水管理の合理化、省力化に向けた農業水利施設の付帯施設を整備</p> <p>② 土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価に必要なデータの整理及び土地改良施設台帳の作成</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>① 市町村、土地改良区等</p> <p>② 土地改良区</p> <p>◇ 補助率</p> <p>① 国 50% (中山間 55%)</p> <p>② 国定額</p>	<p>農村建設課(水利整備・管理担当)</p> <p>(内) 5688・・・①</p> <p>(内) 5685・・・②</p>
45	経営体育成基盤整備事業	<p>地域の中心となる経営体の育成を図るため、ほ場の大区画化や排水改良など生産基盤の整備と農地中間管理権の設定等による担い手への農地利用集積を一体的に推進</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>県等</p> <p>◇ 補助率</p> <p>国 50% (中山間 55%、機構関連^(※)62.5%)</p> <p>県 30% (機構関連^(※)27.5%)</p> <p>市町村 10% その他 10% (中山間 5%、機構関連^(※)0%)</p> <p>(※)機構関連：農地中間管理機構関連農地整備事業 事業対象農地の全てに 15 年以上の農地中間管理権が設定されていることが要件</p>	<p>農村建設課(農地整備担当)</p> <p>(内) 5685</p>
46	中山間地域総合整備事業	<p>中山間地域の実情に応じたきめ細やかな農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を通じて、地域特性を活かした農業と活力ある農村づくりを促進するとともに、併せて定住の促進、国土・環境の保全等を図る</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>県等</p> <p>◇ 補助率</p> <p>国 55%、県 30%、市町村 10% その他 5%</p>	<p>農村建設課(農地整備担当)</p> <p>(内) 5681</p>
47	農村地域防災減災事業	<p>地震や集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るため、総合的な防災・減災対策を実施</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>県、市町村、土地改良区等</p> <p>◇ 補助率 (県営事業の場合)</p> <p>・ 国 50～55%、県 30～42%、市町村 3～11%、その他 2～4%</p> <p>・ 定額 等</p>	<p>農村建設課(水利整備・管理担当)</p> <p>(内) 5688</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
48	基幹水利施設ストックマネジメント事業	<p>県が策定した「農業水利施設の維持更新計画」に基づき、施設の機能診断や保全計画の策定及び対策工事を一貫して実施し、基幹的水利施設の維持更新を計画的に推進</p> <p>◇ 実施主体 県</p> <p>◇ 補助率 国 50%、県 25% その他 25% 等</p>	<p>農村建設課(水利整備・管理担当) (内) 5688</p>
49	いきいき農村基盤整備事業	<p>基盤整備を要望しても国庫補助事業で事業採択できない小規模な地区を対象に、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に向けた地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農地所有適格法人、多面的機能支払交付金の活動組織 等</p> <p>◇ 実施要件 事業費200万円未満、農業者2人以上 等</p> <p>◇ 補助率 定額、定率（50%）</p>	<p>農村建設課(農地整備担当) (内) 5682</p>

(2) 果樹の改植、園地整備

No.	事業名	概要	問合せ先
50	果樹農業生産力増強総合対策事業 (果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)	<p>果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への改植・新植、省力樹形の導入、小規模園地整備等を行う場合、定額又は事業費の1/2の範囲内で助成(果樹経営支援対策事業)</p> <p>◇ 対象経費</p> <p>① 改植(新植)に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培 33(32)万円/10a ・慣行樹形栽培の主要果樹(ぶどう、なし、もも、おうとう等) 17(15)万円/10a ・りんごの高密植低樹高栽培(省力樹形の導入) 53(52)万円/10a ・なし等のジョイント栽培(省力樹形の導入) 33(32)万円/10a <p>② 小規模園地整備等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水施設の整備、防風ネットの設置等 1/2以内 <p>果樹経営支援対策事業により実施した改植・新植後の未収益期間に対して助成(果樹未収益期間支援事業)</p> <p>◇ 対象経費 22万円/10a(5.5万円/10a×4年分を初年度に一括交付)</p>	<p>(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会 (019-626-8141)</p> <p>(農産園芸課(園芸特産担当)) (内)5706</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
51	未来型果樹農業等推進条件整備事業	<p>水田の樹園地への転換（新産地育成型）や、中山間地等での基盤整備（既存産地改良型）により、一定規模以上のまとまった面積（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形及び機械作業体系を導入する取組に対して、定額又は事業費の1/2の範囲内で助成</p> <p>◇ 対象経費</p> <p>【新産地育成型】</p> <p>① 省力樹形の導入（新植）、小規模園地整備、新植後の未収益期間に要する経費 ※ 果樹農業生産力増強総合対策事業（果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業）を別途活用</p> <p>② 大苗の育成に係る経費 20万円/10a</p> <p>③ 省力技術研修に係る経費 3万円/10a</p> <p>④ 水田の場合、水田活用の直接支払交付金による支援 A 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間 B 高収益作物畑地化支援：10.5万円/10a ※ ②～④により最大33.5万円/10a（②+③-④A+④B、高収益作物定着促進支援分の控除）を支援</p> <p>⑤ 機械作業体系に必要な資機材の導入等に係る経費 1/2以内</p> <p>【既存産地改良型】</p> <p>① 省力樹形の導入（新植）、小規模園地整備、新植後の未収益期間に要する経費 ※ 果樹農業生産力増強総合対策事業（果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業）を別途活用</p> <p>② 大苗の育成に係る経費 20万円/10a</p> <p>③ 代替農地での営農に係る経費 28万円/10a</p> <p>④ 省力技術研修に係る経費 3万円/10a</p> <p>⑤ 機械作業体系に必要な資機材の導入等に係る経費 1/2以内</p>	<p>（公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会 （019-626-8141）</p> <p>（農産園芸課（園芸特産担当） （内）5706）</p>

(3) 畜産の生産基盤整備

No.	事業名	概要	問合せ先
52	農山漁村地域整備交付金(草地畜産基盤整備事業、畜産環境総合整備事業) 農業競争力強化農地整備事業(草地畜産基盤整備事業)	生産性の高い畜産経営群の育成と畜産主産地の再編整備を進めるため、公共牧野やキャトルセンター、畜産農家等の生産基盤の整備を支援 ◇ 実施主体 (公社)岩手県農業公社 ◇ 補助率 50%・55%・1/3	畜産課(畜政担当) (内)5723
53	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)	地域の畜産の収益性向上を目指す「畜産クラスター協議会」が定める「畜産クラスター計画(知事認定)」に位置づけられた“中心的な経営体”の規模拡大等に伴う施設整備を支援 ◇ 採択要件 ① 畜産クラスター計画を作成し、都道府県知事により認定を受けること ② 国実施要領に定める要件(飼養規模の拡大等)を満たすこと ③ 費用対効果分析により投資効率を検討すること ◇ 補助率 事業費の1/2以内 ◇ 対象施設 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、施設の補改修等	畜産課(畜政担当) (内)5723

(4) 肉用牛・乳用牛の増頭

No.	事業名	概要	問合せ先
54	家畜導入事業資金供給事業	肉用牛繁殖農家の規模拡大を促進し、生産基盤の強化を図るため、市町村が行う家畜導入事業の基金造成を支援 ◇ 交付額 一頭当たり46千円を補助(5年間の利子相当額)	畜産課(振興・衛生担当) (内)5725

No.	事業名	概要	問合せ先											
55	生産基盤拡大加速化事業	<p>畜産クラスター計画に基づき、牛肉の輸出拡大や都府県酪農の生産基盤強化のため、繁殖雌牛や乳用後継牛を増頭する場合に奨励金を交付</p> <p>◇ 実施主体 (未定) (公社) 中央畜産会 (県窓口: (一社) 岩手県畜産協会)</p> <p>◇ 増頭奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">繁殖雌牛</th> <th rowspan="2">乳用後継牛</th> </tr> <tr> <th>飼養規模</th> <th>50 頭未満</th> <th>50 頭以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増頭奨励金</td> <td>24.6 万円/頭</td> <td>17.5 万円/頭</td> <td>27.5 万円/頭</td> </tr> </tbody> </table>		繁殖雌牛		乳用後継牛	飼養規模	50 頭未満	50 頭以上	増頭奨励金	24.6 万円/頭	17.5 万円/頭	27.5 万円/頭	<p>事業実施主体 (公募中)</p> <p>(畜産課(振興・衛生担当) (内) 5725)</p>
	繁殖雌牛		乳用後継牛											
飼養規模	50 頭未満	50 頭以上												
増頭奨励金	24.6 万円/頭	17.5 万円/頭	27.5 万円/頭											

6 生産基盤強化

(5) 農業機械等の導入

No.	事業名	概要	問合せ先
56	経営体育成支援事業	<p>① 融資主体補助型 適切な地域農業(経営再開) マスタープランに位置付けられた中心経営体が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付</p> <p>◇ 実施主体 市町村</p> <p>◇ 補助率 融資残額(事業費の3/10以内等) 配分上限額 ・地域担い手育成支援タイプ 1 経営体当たり 300 万円 ・先進的農業経営確立支援タイプ 個人 1,000 万円、法人 1,500 万円</p> <p>② 条件不利地域補助型 経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械・施設の導入を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村</p> <p>◇ 補助率 1/2 以内(1 経営体当たり上限 4,000 万円)</p>	<p>農業振興課(地域農業振興担当) (内) 5647</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
57	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	<p>地域農業（経営再開）マスタープランの実現のため、園芸、畜産等の中心経営体等の規模拡大や地域資源を活用した6次産業化、地域農業をけん引するリーディング経営体※の育成などに必要な機械・施設等の整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 中心経営体である法人、中心経営体等で組織する団体、農協の生産部会、中心経営体である集落営農組織、農協、全農岩手県本部等</p> <p>◇ 補助率 園芸等・畜産 1/2 等 土地利用型作物（米・麦・大豆・そば） 3/10 等 流通・加工処理機械施設 1/2</p> <p>※ リーディング経営体 年間販売額おおむね3千万円以上又は年間農業所得おおむね1千万円以上を確保する経営体</p>	<p>農業振興課(地域農業振興担当) (内) 5647</p>

(6) 共同利用施設の整備

No.	事業名	概要	問合せ先
58	強い農業づくり交付金	<p>生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設を整備</p> <p>◇ 採択要件 ① 受益農家及び事業参加者が原則5戸以上 ② 交付要綱の成果目標の基準及び要領に定める要件を満たすこと ③ 整備による全ての効用によりすべての費用を償うことが見込まれること ④ 総事業費が5千万円以上など</p> <p>◇ 交付率 事業費の1/2以内</p> <p>◇ 対象施設 共同育苗施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、ほ場整備、畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、飼料作物作付条件整備等</p>	<p>農産園芸課 (園芸特産担当) (内) 5707</p> <p>畜産課(振興・衛生担当) (内) 5721</p> <p>流通課(流通改善担当) (内) 5736</p>

7 農畜産物の高付加価値化と販路の拡大

(1) 6次産業化

No.	事業名	概要	問合せ先
59	いわて6次産業化ネットワーク活動交付金事業	<p>農林漁業者等の6次産業化を推進するためのネットワークの形成や、新商品開発・販路開拓等の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備について必要な費用を助成</p> <p><加工・直売の支援体制整備事業></p> <p>◇ 実施主体：市町村等</p> <p>◇ 補助率：定額</p> <p><加工・直売の推進支援事業></p> <p>◇ 実施主体：農林漁業者等、市町村</p> <p>◇ 補助率：定額（1/3以内、1/2以内（市町村の6次産業化戦略・構想に基づく取組））</p> <p><加工・直売施設整備事業></p> <p>◇ 実施主体：六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等</p> <p>◇ 補助率：定額（3/10以内（中山間地域（農業）は1/2以内））</p> <p>◇ 補助上限：1億円</p>	<p>東北農政局経営・事業支援部 地域連携課 (022-221-6402)</p> <p>〔流通課（6次産業化推進担当） （内）5733〕</p>

(2) 農商工連携

No.	事業名	概要	問合せ先
60	いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業（助成金）	<p>県内の事業者等が、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の新たな事業展開に必要な費用を助成 （公募時期：令和2年3月（予定））</p> <p>◇ 助成対象：県内事業者等</p> <p>◇ 助成期間：令和3年1月末まで（予定）</p> <p>◇ 助成内容：新事業活動支援（農商工連携）</p> <p>◇ 補助率：3/4、補助限度額300万円</p> <p>ホームページ（公益財団法人いわて産業振興センター） http://www.joho-iwate.or.jp/fund/ns.html</p>	<p>公益財団法人いわて産業振興センター (019-631-3823)</p> <p>〔産業経済交流課 （食産業担当） （内）5539〕</p>

(3) 輸出の促進

No.	事業名	概要	問合せ先
61	<p>農農林水産物の輸出関連事業</p> <p>(1)GFP グローバル産地づくり推進事業</p> <p>(2)食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業</p> <p>(3)戦略的輸出拡大サポート事業</p>	<p>GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づくグローバル産地づくりの強化、輸出向け HACCP 等対応施設の整備、海外需要の創出・拡大・商流構築等による国産農林水産物・食品の輸出の促進</p> <p>1 輸出を行う事業者に対する支援</p> <p>(1) GFP グローバル産地づくり推進事業 産地形成に必要な計画策定等の支援、グローバル産地の形成、生産者等への輸出診断、コミュニティ形成を支援 ◇実施主体：農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等 ◇補助率：定額</p> <p>(2) 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業 加工食品等の輸出拡大により、6次産業化市場規模の拡大を図るため、食品製造事業者等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備を支援 ◇実施主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等（農林漁業者が製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む） ◇補助率：1/2 以内</p> <p>(3) 日本政策金融公庫による長期低利融資 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する日本政策金融公庫による長期低利融資</p> <p>2 海外需要の創出・拡大・商流構築 戦略的輸出拡大サポート事業</p> <p>① 国内外の商談会の開催、海外見本市への出展支援、セミナー開催、専門家による相談対応等、JETRO による総合的支援</p> <p>② 輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、団体・民間事業者等による海外市場の開拓・拡大への取組を支援</p> <p>ホームページ（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/</p>	<p>東北農政局経営・事業支援部 地域連携課 (022-263-1111)</p> <p>（流通課（流通改善担当） （内）5736</p>

8 多面的機能の維持と農村の活性化

(1) 農業用水路等の保安全管理

No.	事業名	概要	問合せ先
62	多面的機能 支払交付金 (農地維持 支払交付金)	多面的機能を支える共同活動を支援 ◇ 10a 当たり交付単価 田 3,000 円、畑 2,000 円、草地 250 円	農村建設課(水 利整備・管理担 当) (内) 5687
63	多面的機能 支払交付金 (資源向上 支払交付金)	地域資源の質的向上を図る共同活動を支援 ◇ 10a 当たり交付単価 共同活動：田 2,400 円、畑 1,440 円、草地 240 円 (5年以上継続又は長寿命化の交付地区は、上記の 75%単価を 適用) 長寿命化：田 4,400 円、畑 2,000 円、草地 400 円 (上限額)	農村建設課(水 利整備・管理担 当) (内) 5687

(2) 環境にやさしい農業

No.	事業名	概要	問合せ先
64	環境と共生 する産地づ くり確立事 業 ②環境保全 型農業直接 支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセット で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り 組む場合、面積に応じて交付 ◇ 対象者 国際水準GAPに取り組み、販売を目的として生産を行う農業 者等 ◇ 10a 当たり交付単価 800～14,000 円 (取組内容等により単価が異なる) ◇ 支援対象活動 地球温暖化防止 (カバークロープ、堆肥の施用等) 生物多様性保全 (有機農業等)	農業普及技術課 (技術環境担当) (内) 5655

(3) 中山間地域の農業生産・活性化支援

No.	事業名	概要	問合せ先
65	中山間地域等直接支払事業	<p>平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等に対して交付金を交付</p> <p>◇ 交付条件、交付単価（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「田」 急傾斜地（傾斜度 1/20 以上） 21,000 円/10a 緩傾斜地（傾斜度 1/100 以上） 8,000 円/10a ・「畑」 急傾斜地（傾斜度 15° 以上） 11,500 円/10a 緩傾斜地（傾斜度 8° 以上） 3,500 円/10a <p>※ その他、生産性向上や棚田地域の振興を図る取組を行う場合等に交付単価に所定額を加算</p>	<p>農業振興課（地域農業振興担当）</p> <p>（内）5646</p>
66	いわて中山間地域いきいき暮らし活動支援事業	<p>中山間地域の集落等が策定する地域ビジョンを実現するため、地域資源を活用した加工品開発や、営農活動を継続するための集落間サポートの仕組みづくりなど、住民のアイデアを活かした地域活性化の取組に必要な経費を支援</p> <p>◇ 実施主体 中山間地域*の農村集落等</p> <p>※ 中山間地域：特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域、及び中山間地域等直接支払制度の知事特認地域</p> <p>◇ 補助率 1/2 以内（補助上限 750 千円）</p>	<p>農業振興課（地域農業振興担当）</p> <p>（内）5646</p>
67	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）	<p>豊かな自然や「食」を活用した都市と農山漁村の交流、定住の推進、農山漁村での暮らしを支援する取組であって、地域の維持・活性化に対する効果が見込まれる手作り活動を後押し</p> <p>◇ 実施主体 地域協議会</p> <p>◇ 事業期間 3年以内</p> <p>◇ 交付率 定額（600万円以内）</p>	<p>東北農政局 農村振興部農村計画課 （022-263-1111）</p> <p>（農業振興課（地域農業振興担当） （内）5647）</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
68	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	<p>「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援</p> <p>（1）農泊推進事業（ソフト対策） 「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築や、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援</p> <p>◇ 実施主体 地域協議会、農業協同組合、NPO 法人等</p> <p>◇ 事業期間 3年以内</p> <p>◇ 交付率 定額（1年目：上限800万円、2年目：上限400万円）</p> <p>（2）施設整備事業（ハード対策） 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業農泊を推進するために必要な施設整備、集客力を高めるための農作物販売施設などの整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村、地域協議会の中心となる法人等</p> <p>◇ 事業期間 上限3年</p> <p>◇ 交付率 1/2等</p>	<p>東北農政局 農村振興部農村計画課 (022-263-1111)</p> <p>（農業振興課（地域農業振興担当） （内）5647</p>
69	農山漁村振興交付金（山村活性化対策）	<p>山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村、地域協議会</p> <p>◇ 対象地域 山村振興法に基づき指定された振興山村（山村振興計画が策定されていること）</p> <p>◇ 事業期間 3年以内</p> <p>◇ 交付率 定額（上限1,000万円等）</p>	<p>東北農政局 農村振興部農村計画課 (022-263-1111)</p> <p>（農業振興課（地域農業振興担当） （内）5647</p>

9 資金の確保

(1) 機械、施設整備に必要な資金

No.	事業名	概要	問合せ先
70	スーパーL 資金（農業経営基盤強化 資金）	<p>農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貸付対象者：認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） ◇ 貸付金利：0.10%（R2.2.20 現在） ◇ 償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内） ◇ 貸付限度額：個人3億円（特認：6億円） 法人10億円（特認：20億円） <p><実質無利子化のための金利負担軽減措置> 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者が借入れる資金について、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子化</p> <p><円滑化融資制度> 経営が良好な認定農業者に無担保・無保証人で融資する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用限度額 個人：2千万円 法人：4千万円～1億円（売上高等により変動） ② 対象者 農業経営改善計画の目標水準到達。最近5年間に制度資金の延滞がないこと。償還が確実であること。 など <ul style="list-style-type: none"> ◇ ホームページ（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html 	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-5121)</p> <p>〔団体指導課(金融共済担当) (内)5699〕</p>
71	スーパーW 資金（農林漁業施設資金・アグリビジネス強化 計画）	<p>認定農業者が設立した子会社が取り組む加工・販売等の事業に必要な資金を融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貸付対象者 認定農業者が加工・販売などを行うために設立した法人（アグリビジネス法人）であって、別に定める要件を満たす者 ◇ 貸付金利 0.10%（R2.2.20 現在） ◇ 償還期限 設備資金：25年以内（うち据置期間5年以内） 関連費用：10年以内（うち据置期間3年以内） ◇ 貸付限度額 事業費の80%以内（特例：事業費の90%以内） ◇ ホームページ（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/super_w.html 	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-5121)</p> <p>〔団体指導課(金融共済担当) (内)5699〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
72	経営体育成 強化資金	<p>意欲と能力をもって農業を営む者に対し、前向き投資資金及び償還負担の軽減に必要な資金を融資</p> <p>◇ 貸付対象者 主業農業者（個人は農業粗収益 200 万円以上、法人は農業に係る売上高が過半又は 1 千万円以上）</p> <p>◇ 貸付金利 0.10%（R2.2.20 現在）</p> <p>◇ 償還期限 25 年以内（据置 3 年以内）</p> <p>◇ 貸付限度額 個人及び農業参入法人 1.5 億円 法人及び集落営農組織 5 億円</p> <p>◇ ホームページ（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html</p>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-5121)</p> <p>〔団体指導課(金融共済担当) (内) 5699〕</p>
73	農業改良資金	<p>農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削除のための新たな取組みを実施するのに必要な資金を無利子で融資</p> <p>◇ 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコファーマー（認定導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入する方） ・ 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方） ・ 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方） ・ 米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方） ・ 六次産業化法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方） <p>◇ 貸付金利 無利子資金</p> <p>◇ 償還期限 12 年以内（据置最大 5 年以内）</p> <p>◇ 貸付限度額 個人 5 千万円 法人 1.5 億円</p> <p>◇ ホームページ（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kairyuu.html</p>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-5121)</p> <p>〔団体指導課(金融共済担当) (内) 5699〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
74	農業近代化資金	<p>農業者等の経営の近代化に資するための資金を融通</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 融資機関 農業協同組合、岩手県信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫等 ◇ 貸付対象者 認定農業者、認定新規就農者等 ◇ 貸付金利 0.10% (R2.2.20 現在) ◇ 償還期限 15年以内 (据置 認定農業者等7年以内、認定農業者等以外3年以内) ◇ 貸付限度額 個人1.8千万円、法人2億円 	<p>団体指導課(金融共済担当) (内)5699</p>

(2) 短期運転資金

No.	事業名	概要	問合せ先
75	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	<p>認定農業者及び6次産業化法認定者に対して、経営改善を図るのに必要な低利運転資金を融通</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 融資機関 農業協同組合、岩手県信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫等 ◇ 貸付金利 1.50% (R2.2.20 現在) ◇ 貸付限度額 認定農業者は個人500万円 法人2千万円 ※ 畜産、園芸施設は、それぞれ4倍 	<p>団体指導課(金融共済担当) (内)5699</p>

(3) 長期運転資金

No.	事業名	概要	問合せ先
76	農林漁業セーフティネット資金	<p>自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な認定農業者等に対し、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金を融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貸付金利 0.10% (R2.2.20 現在) ◇ 償還期限 10年以内(うち据置期間3年以内) ◇ 貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> a 簿記記帳を行っている場合：年間経費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額 b a以外の場合：600万円 ◇ ホームページ (日本政策金融公庫) http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html 	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-5121)</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>団体指導課(金融共済担当) (内)5699</p>

(4) 自己資金の確保

No.	事業名	概要	問合せ先
77	農業経営基盤強化準備金制度	<p>農業者が、経営所得安定対策などの交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。</p> <p>さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※ができる。</p> <p>※ 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法</p> <p>◇ ホームページ</p> <p>（農林水産省）農業者への税制支援 http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/nou/index.html</p> <p>（農林水産省東北農政局）農業経営基盤強化準備金 http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/sikin/seido/kiban_kyouka.html</p>	<p>東北農政局 岩手拠点 (019-624-1125)</p>

10 その他

(1) 老後資金、共済制度、税制措置

No.	事業名	概要	問合せ先
78	農業者年金事業	<p>国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乘せした公的な年金制度</p> <p>◇ 対象者 60歳未満の国民年金の第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するもの</p> <p>◇ 保険料等 ・ 保険料は、月額2万円から6万7千円までの範囲で選択 ・ 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料（月額2万円）の2割、3割又は、5割の政策支援あり</p> <p>◇ ホームページ（独立行政法人農業者年金基金） http://www.nounen.go.jp/nounen/</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金 (03-3502-3199)</p> <p>お近くの市町村農業委員会及び農業協同組合</p>
79	小規模企業共済	<p>小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立てた掛金に応じた共済金を受け取れる共済制度</p> <p>◇ 対象者等 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員</p> <p>◇ 掛金等 ・ 掛金月額は、1,000円から7万円までの範囲で選択 ・ 掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除</p> <p>◇ ホームページ（独立行政法人中小企業基盤整備機構） http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構コールセンター (050-5541-7171)</p>
80	経営セーフティ共済	<p>取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度</p> <p>◇ 対象者 1年以上継続して事業を行っている中小企業者で、別に定める要件を満たす方</p> <p>◇ 掛金等 ・ 掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲で選択 ・ 掛金総額が、800万円になるまで積み立て可能 ・ 掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できる</p> <p>◇ ホームページ（独立行政法人中小企業基盤整備機構） http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構コールセンター (050-5541-7171)</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
81	中小企業退職金共済制度	<p>中小企業のための国の退職金制度。</p> <p>◇ 対象者 加入できる企業は、別に定める要件を満たす中小企業。</p> <p>◇ 掛金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員は、基本的に全員加入（事業主等は加入できない） ・ 掛金月額は、5千円～3万円の範囲で、従業員ごとに選択（短時間労働者は、2千円からの選択が可能） ・ 掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税 <p>◇ ホームページ（独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中退共本部） http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/index.html</p>	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中退共本部 (03-6907-1234)
82	中小企業投資促進税制	<p>中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除</p> <p>(1) 特別償却 償却限度額は、基準取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額</p> <p>◇ 対象者 中小企業者又は農業協同組合等</p> <p>(2) 税額控除 税額控除限度額は、基準取得価額の7%相当額。ただし、その税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、控除を受ける金額は、その20%相当額が限度。</p> <p>◇ 対象者 中小企業者のうち資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人又は農業協同組合等</p> <p>◇ ホームページ（国税庁） https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5433.htm</p>	最寄りの税務署 にお問合せ願います
83	雇用促進税制	<p>特定業務施設の雇用者増加数（法人全体の雇用者増加数が上限）に応じ、当該適用年度の法人税額から、次の①～③の合計額が控除されます。</p> <p>① 当該適用年度の特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者の数につき、1人当たり60万円（30万円）</p> <p>② 当該適用年度の特定業務施設における新規雇用者の数から①の人数を控除した数（当該新規雇用者の数の4割が上限）につき、1人当たり50万円（20万円）</p> <p>③ 当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数から、新規雇用者の数を控除した数につき、1人当たり50万円（20万円）</p> <p>◇ ホームページ（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html</p>	最寄りの税務署 にお問合せ願います